

入札・契約に関する事務手続き

1 調査基準価格及び最低制限価格

西予市低入札価格調査実施要綱（平成 21 年西予市告示第 104 号）第 3 条に基づき算定した額については、「調査基準価格」、西予市建設工事最低制限価格制度実施要綱（平成 24 年西予市告示第 107 号）第 3 条に基づき算定した額については「最低制限価格」の名称を使用すること。

2 予定価格表への調査基準価格及び最低制限価格の記載

契約担当者は、事務の適正な執行を確保するため、西予市契約規則第 8 条第 2 項及び第 10 条第 1 項に規定する「予定価格を記載した書面」の予定価格に対比して「調査基準価格 ○○円」又は「最低制限価格 ○○円」と記載し、さらに、入札書比較価格（予定価格の 100/110）に対比して「調査基準価格の 100/110○○円」又は「最低制限価格の 100/110○○円」と記載しておくこと。

3 入札参加者への周知

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の円滑な運用を図るため、入札担当者は、入札参加者に交付する書面に次の事項を記載するとともに、入札執行の際に次の事項を重ねて説明し、問題が発生しないよう配慮すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項及び西予市契約規則第 10 条第 1 項の規定により、最低価格の入札者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準があること。

また、地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項及び西予市契約規則第 8 条第 2 項の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものであること。

- (2) 基準に基づく具体的金額である調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、落札者の決定を保留して入札を終了し、その者により契約内容に適合した履

行がされないおそれがあるかどうかについて調査した上で、落札者を決定し、その結果を後日通知するものであること。

- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すべきこと。
- (5) 基準に基づく具体的金額である最低制限価格を下回った入札が行われた場合は、その者を落札者とせず、その旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするものであること。

4 入札の執行

入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、「西予市契約規則第10条第1項の基準に該当する入札があったので、落札者の決定を保留します。申込価格によって、契約内容に適合した履行がされないおそれがないかを調査のうえ、その結果は入札者全員に通知します。」旨、発言し、また最低制限価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、「西予市契約規則第8条第2項の基準に該当する入札があったので、当該入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定する。」旨発言し、終了すること。

5 調査の具体的実施方法

[調査実施の通知]

落札者の決定を保留した後、市長は、当該入札価格で適正な履行がされないおそれがないか調査する日時の設定を行い、調査することとした者に対して、様式1により調査を行う旨を通知すること。

[調査内容]

入札所管課長は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者により、その価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて次のような内容により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行い、低入札価格調査表(様式2)に記載すること。

- (1) その価格により入札した理由(必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。)
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況

- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連(地理的条件)
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去施工した公共工事名、発注者及び成績状況
- (10) 経営状況(取引金融機関、保証会社等への照会)
- (11) 信用状態(建設業法違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況、その他)
- (12) 第1次下請予定業者名及び予定下請金額
- (13) その他の必要な事項

6 調査の結果報告

調査を実施したら、入札所管課長は、様式5により、作成した低入札価格調査表(様式2)を添付して、様式6により低入札価格審査会へ調査結果を報告するものとする。

7 低入札価格審査会の審査及び決定

低入札価格審査会は、入札所管課長から調査報告の提出があったときは、審査を行い、様式7により意見を表示するものとする。

8 低入札価格審査会の意見に基づく落札者の決定等

- (1) 低入札価格審査会が、その価格をもっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落札者と決定する。この場合、市長は、最低価格入札者に対して落札者となない旨を様式8により通知するものとする。

なお、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、6以降と同様の手続きによることとし、様式9及び様式10により、それぞれ通知すること。

(2) 市長は、次順位者を落札者と決定したときは、次順位者に対しては落札者となった旨を様式11により通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を様式4により通知するものとする。

9 次順位者の入札価格が予定価格の制限に達していない場合の措置

市長は、最低価格入札者を落札者とし不在決定をした場合にあつて、次順位者の入札価格が予定価格の制限に達していない場合は、落札者とし不在決定をした入札者を除く入札者に対して、再度入札を執行する旨を様式12により通知すること。

附 則

(施行期日)

1 この事務手続きは、平成24年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この事務手続きは、この事務手続きの施行の日以降の入札公告又は入札参加指名通知（以下「入札公告等」という。）を行う入札及び契約について適用し、同日前に入札公告等を行った入札及び契約については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この事務手続きは、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この事務手続きは、この事務手続きの施行の日以降の入札公告又は入札参加指名通知（以下「入札公告等」という。）を行う入札及び契約について適用し、同日前に入札公告等を行った入札及び契約については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この事務手続きは、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この事務手続きは、この事務手続きの施行の日以降の入札公告又は入札参加指名通知（以下「入札公告等」という。）を行う入札及び契約について適用し、同日前に入札公告等を行った入札及び契約については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この事務手続きは、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この事務手続きは、この事務手続きの施行の日以降の入札公告又は入札参加指名通知（以下「入札公告等」という。）を行う入札及び契約について適用し、同日前に入札公告等を行った入札及び契約については、なお従前の例による。